

平成 26 年 10 月 31 日

課長・参事・主幹 各 位

総務部長 白 田 進

平成 27 年度予算編成資料の提出について

- 1 提出期限 平成 26 年 11 月 27 日（木）（提出期限後の変更は不可）
- 2 提出先 財政課財政係
- 3 提出部数 財務会計システム（11 月 10 日から入力可）による「事業別予算」編成とし、提出資料は別途指示で 3 部提出。

『予算編成に当たっての基本方針』

- 1 平成 27 年度予算の見積りに当たっては、国の予算は概算要求基準に基づき編成中であり、また、地方財政計画が示されていないことから、現行制度を基本とするが、国の地方財政制度設計は流動的な側面があるため、国・道の動向を注視し連携を密にして情報収集に努めること。予算編成途中であっても、国の動向によっては事業組み替えなどを実施する場合がありますので、財政課との協議を密にすること。
- 2 平成 27 年度予算編成の重点項目は、新総合計画後期計画に掲げた基本計画の具現化を目指した事業とする。この際には、中長期的な施策展開を視野に入れ、成果の検証を踏まえながら、真に必要な事業を厳選すること。また、必要な財源の確保、事業費の圧縮、費用対効果の検証、現状の課題解決策などにより、持続可能な財政運営が可能となるよう、十分に検討すること。  
特に、「市民と行政との協働によるまちづくり」を進めるために、多くの市民の意見等を集約し、予算に反映させること。
- 3 人口減少・少子高齢化による福祉関係経費の増加や公共施設の老朽化問題、地方交付税や国・道からの補助金等の動向などを考えると、本市の財政運営は決して楽観はできないことから、経常経費を中心に従来の予算額を既得権として踏襲することなく、個々の経費の無駄を省き「ゼロベース」で必要最小限の積算を行い、前年度当初予算以下の範囲内となるよう十分留意すること。  
既存事業についても、決算状況を分析し、必要性や費用対効果を検証し、効率的な予算を編成すること。
- 4 新規事業については、新総合計画後期計画搭載事業を基本に、他の事業等との公平性、官と民との役割分担、適正な受益者負担、事業の緊急性を十分検討し、既存事務事業の見直しにより財源の確保を図ること。また、公共施設の整備については、維持管理費も十分考慮した内容とすること。
- 5 行財政改革の推進は必要不可欠であるが、行革は市民生活の向上に寄与するものでなければならないことから、職場内でしっかりと議論し、歳入歳出全般の見直しを進めること。

- 6 歳入の見積りに当たっては、過去の実績、平成 26 年度決算見込などから対象となる数値を十分把握し、可能な限り確実な収入額の積算に努めること。
- 事業費の特定財源は、あらためて新規メニューの掘り起こしに着目し、国・道及び関係機関と十分協議し、特に、制度改正が行われるものについては、正確な情報収集に努めること。
- 補助対象事業の特定財源については、年度途中で一般財源が増額にならないように、十分、注意すること。
- 自主財源の確保に向けた取り組みについて、各課で十分に検討すること。
- 7 歳出の見積りに当たっては、下記の点に十分留意し積算すること。
- なお、附属資料が必要な場合は、適宜積算内訳を提出すること。
- (1) 報酬 別紙により積算。所属する嘱託職員分を要求すること。
- (2) 職員給与費 平成 27 年度給料表で積算。職員係と協議した数値で要求すること。
- (3) 賃金 別紙により積算。嘱託職員も含め人員配置は最小とし、増員等の場合必ず、総務課と事前協議して要求すること。
- (4) 旅費 出張内容の精査を行うとともに、一つの用務に 1 人の出張を原則とし、経費の節減を図ること。また、道外出張については、原則認めていないので、要求する場合は、予算見積書に日程や行程、目的等を必ず記載すること。
- (5) 需用費 経常的な消耗品は、前年度同額以下とする。(部内で共有できるものは共通経費として節減を図ること。特に、事務消耗品については、各課で多数在庫することなく、工夫すること。)
- 暖房燃料・車燃料については、単価×数量を明記すること。(単価等は別途通知する。)
- 印刷製本費については、できるだけ庁内印刷を活用し、縮減を図ること。なお、外注の場合 2 社以上の見積を添付すること。
- (6) 委託料 積算の際には、最低賃金単価に注意すること。
- 機械警備、清掃委託料等は、長期継続契約により、単年度金額の軽減に努めること。
- (7) 負担金補助 新規の負担金、補助金及び交付金については、その事業内容等について別添様式に記載するとともに、既存事業を見直して財源を確保すること。
- (8) 備品購入費 既存備品の有効活用を図ること。老朽化が著しく更新が必要な備品については、その利用状況のわかる資料と 2 社以上の見積を添付すること。
- (9) その他 ①各施設の保守点検に係る手数料、委託料等について遺漏のないようにすること。(特に、隔年、3 年おき等)
- ②新規雇用における臨時・嘱託職員の通勤手当の積算において、通勤手当の見積もりが困難な場合は 5,000 円/月として積算すること。
- ③車の更新や新車の購入に係る予算を要求する場合は、事前に財政課車両係と協議すること。
- ④投資的経費については、新総合計画後期計画掲載事業に基づき計上することとするが、事業費については、事業効果を損ねることのない範囲で縮減に努めること。
- 新規事業及び単独事業の財源については、財政課と協議すること。
- 8 平成 27 年 10 月に予定されている消費税率の引き上げ(税率 8%から 10%への引き上げ)への対応については、税率が平成 27 年 10 月 1 日から 10%に引上げられることを想定し積算すること。